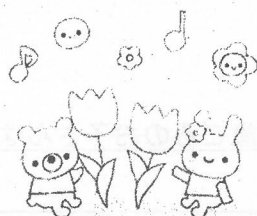


年中児の保護者の皆さまへ

松山市5歳児相談の御案内

松山市保健所 健康づくり推進課



お子さんは健やかに子育てでしょうか。

5歳頃になると基本的な生活習慣がほぼ身につく、社会性が著しく発達してきますが、集団生活の中で、友達とうまく遊べなかったり、着替えや片付けに手間取ったりするお子さんがいます。そのようなお子さんの中には、小学校に入るとその場に合った行動が取りにくく、やる気がない、ふざけていると誤解され悲しい思いをしたり、自信を失ったりすることもあります。

松山市では、年中児（平成29年4月2日～平成30年4月1日生）を対象に5歳児相談を実施し、通園している園と連絡を取り合い、お子さんの特性に応じた関わりが、ご家庭だけでなく集団生活でも活かしていただけるようにしたいと考えています。

<5歳児相談の内容>

1. 裏面の「松山市5歳児相談質問票」で、お子さんのご様子を振り返ってみましょう。

5歳児相談を希望される方は…



2. **予約** 松山市保健所に電話等でお申し込みください。

- ・申し込み期間：令和4年5月10日（火）～令和4年12月28日（水）
- ・申し込み期間を過ぎてしまった場合は、保健所へご相談ください。

3. **個別相談（発達状況確認と相談）**

- ・松山市保健所にて、心理判定員による個別相談等を行います。お子さんと一緒にお越しください。
- ・所要時間は約1時間です。日頃のお子さんのご様子や保護者の方の心配事をお話してください。
- ・心理判定員から、お子さんの発達の特性や、それに応じた関わり方などをお伝えします。
- ・当日は5歳児相談質問票と申込書兼同意書を書いて持ってきてください。

※相談当日には園の先生が同席できます。園の先生とご相談ください。同席いただくと、集団でのお子さんの様子が分かり、今後の園生活での関わり方がその場で共有できます。

4. **結果報告**

- ・後日、書面で結果をお伝えします。集団生活でもお子さんの発達の特性に応じた関わりを行ってもらうため、園にも同様の相談結果をお伝えします。

※この案内は松山市内の園に在籍している年中児の保護者全員に配布しています。松山市に住民登録がない方は、住民登録のある市町村の保健センター等へご相談ください。

※5歳児相談は通園している園と連絡しながら行いますが、園への連絡を希望されない方はご相談ください。

※発達障がい等の診断を行うものではありません。

※現在、松山市障がい福祉課が発行する児童通所受給者証をお持ちのお子さんは、原則対象になりません。また、過去に児童発達支援事業所を利用されていたお子さんや、現在、発達面について医療機関で相談している方は、対象にならない場合があるため、お問い合わせください。

<お問い合わせ・お申し込み先>

松山市保健所 健康づくり推進課 〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5
電話：(089) 911-1813 FAX：(089) 925-0230